

●香川県告示第361号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、平成21年度香川県ひとり親家庭等実態調査を次のとおり実施する。

平成21年7月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

平成21年度香川県ひとり親家庭等実態調査

(2) 目的

香川県ひとり親家庭等自立促進計画を策定するに当たり、県内のひとり親家庭及び寡婦の実態を把握し、今後の母子福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 母子家庭

平成21年8月1日現在県内に住所を有しており、現に児童を扶養している配偶者のいない女子とその児童からなる世帯

(2) 父子家庭

平成21年8月1日現在県内に住所を有しており、現に児童を扶養している配偶者のいない男子とその児童からなる世帯

(3) 寡婦

平成21年8月1日現在県内に住所を有し、現に20歳未満の児童を扶養しておらず、かつ、配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことがある65歳未満の者

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

子どもと家庭の状況、仕事の状況、家計の状況、養育費の取り決め状況、住宅の状況、福祉制度の利用状況

(2) 基準となる期日

平成21年8月1日現在

4 報告を求める者

(1) 母子家庭

児童扶養手当受給資格者名簿から無作為抽出した母子世帯の母3,000名

(2) 父子家庭

母子家庭等医療費受給資格者名簿から抽出した父子世帯の父400名

(3) 寡婦

財団法人香川県母子寡婦福祉連合会会員名簿に掲載されている者のうち2の(3)の要件に該当する者300名

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 母子家庭

市町が調査票を配布し、郵便により回収する。

(2) 父子家庭

郵便により調査票を配布し、及び回収する。

(3) 寡婦

財団法人香川県母子寡婦福祉連合会が調査票を配布し、郵便により回収する。

6 報告を求める期間

調査票の提出期限 平成21年8月31日